

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年3月3日(木)  
午後0時56分～午後1時46分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 及川 秀一 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 相澤 祐司  
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 熊谷克彦  
出席をした 建設部長 小久保義博  
者の職氏名 震災復興部長 手嶋日出彦  
生活経済部次長兼 佐藤節子  
市民課長  
建設部次長兼土木課長 伊東正人  
震災復興部次長兼 相澤幸也  
復興まちづくり課長  
建設部企画員兼 馬場浩一  
土木課技術補佐  
震災復興部企画員兼  
復興まちづくり課 沼田昌之  
総務班長  
都市計画課長 森孝雄  
復興区画整理課長 三浦仁  
市民課長補佐 平井啓嗣

都市計画課長補佐兼 都市計画係長	石森正幸
市民課主幹兼市民係長	佐々木和子
都市計画課技術主幹兼 建築係長	渡邊文彦
土木課 庶務・管理・地籍調査 係長	宇津井亮
復興まちづくり課 復興住宅班長	郷内秀稔
復興区画整理課 区画整理班長	加藤公一

6 事務局職員	事務局	局長	今野博幸
	主	査	高橋一暢
	主	事	石川法子

## 7 付議事件

- (1) 議案第19号 名取市印鑑条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第22号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第23号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第35号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第36号 市道路線の認定について
- (6) 陳情第1号 市道本郷堀内線、焼野線及び本郷原線に関する陳情
- (7) 復興公営住宅建設の取り組みについて

午後0時56分 開会

○委員長（及川秀一） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長、震災復興部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第19号 名取市印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 第3条関係に、名取市手数料条例の一部改正も含まれているのですが、今、市役所で世帯全員分の住民票を取得するときに、4名までが200円で、1人ふえると50円ずつふえていくとなっています。資料の「摘要にある加算要件は適用しないことを規定」とは、コンビニ交付の場合、この加算要件が外れるとのことでよろしいでしょうか。

○委員長（及川秀一） 答弁、市民課長。

○生活経済部次長兼市民課長（佐藤節子） 今回の手数料に係る改正ですが、委員お見込みのとおり、5人以上の世帯についての住民票を取得する場合については加算要件を適用しないこととなるので、窓口での手数料と、コンビニでの手数料に差異が生じてしまうことになります。

○委員長（及川秀一） 齋委員。

○委員（齋 浩美） コンビニと窓口の手数料に差が生じてしまうという話です。名取市手数料条例を見たのですけれども、第7条に「本市は、詐欺その他

不正の行為により手数料の徴収を逃れた者については」と規定があります。例えば、頼まれて、市役所では250円かかるはずなのにコンビニでは200円でした。そこで50円の差が発生した。頼んだという間が入ってしまうのですが、その場合、この手数料条例第7条の規定に当たるのでしょうか。適用になるのでしょうか。

○委員長（及川秀一） 答弁、市民課長。

○生活経済部次長兼市民課長（佐藤節子） 基本的にコンビニ交付においては頼むことは想定しておりません。みずからカードを使って証明書を発行することになりますので、頼むという行為は想定してはおりません。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今の手数料の関係をもう一度確認させていただきたいのですが、5人分を取得しようと思ったら、窓口で幾らになってコンビニで幾らか、確認させてください。

○委員長（及川秀一） 答弁、市民課長。

○生活経済部次長兼市民課長（佐藤節子） 世帯全員分の住民票については、4人までを1通となりますので、4人まででしたら200円になります。それはコンビニにおいても窓口においても同様です。5人を超える場合、5人以上になりますと、1人増すごとに、例えば5人でしたら窓口では250円と50円の加算になります。コンビニの手数料清算システムにおいて、この加算要件がシステムの的にできないことから、加算要件は適用せず、コンビニについては5人でも200円となります。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 1枚の用紙におさまるのが4人だから200円ということではなくて、コンビニでも、例えば5人分とろうと思ったら1枚の用紙でおさまるとの理解でよろしいですか。

○委員長（及川秀一） 答弁、市民課長。

○生活経済部次長兼市民課長（佐藤節子） 基本的に、窓口においてもコンビニにおいても同様の様式と考えています。現在名取市において、住民票は1人につき1枚で交付しておりますので、4人であれば4枚、5人であれば5枚になります。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 名取市印鑑条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） この条例を改正することによって東側の区画整理事業も着手していくとのことですが、資料の附則の施行期日、「区画整理事業の事業計画決定の公告があった日から施行する」とあります。来年度予算等々もついていきますから来年度中の公告があるとは思いますが、その辺の見通しがどうなっているか、お聞きいたします。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） 閑上東地区の区画整理事業の事業認可につきましては、現在、6月末ごろを想定しております。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 管理代行者に平成28年度から管理を委託するの話をとっていくと、将来的に復興公営住宅も合わせた1,070戸を管理委託するとのお話でした。復興公営住宅は将来的には市営住宅になっていくのでしょうか。今後どのような経過をたどって、管理代行者に代行させていくのか。現在、震災復興部でも調整しているかと思いますが、入居した後一定期間、都市計画課はかわらない期間も出てくるのではないかと、その辺の経過をお伺いします。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） 復興公営住宅の管理のことでお話をさせていただきます。想定しておりますのは、まず、美田園北地区の92戸について、管理代行者に委託したいと考えております。そのほかの復興公営住宅については、閑上地区、高柳地区を今後順次、整備していきますので、時期を見ながら、その年度ごとに管理戸数を増加していきたいと、最終的には復興公営住宅全ての管理を委託したいと考えています。

現在、市営住宅と復興公営住宅をあわせて管理していただくとの考え方で進

めております。

○委員長（及川秀一） 荒川委員。

○委員（荒川洋平） 復興公営住宅を将来的に、管理代行者に委託していくとありますが、美田園北地区の92戸も委託すると捉えました。これはあくまでも市営住宅のお話かと思うのですが、私の認識では復興公営住宅は被災者以外入れないと。市営住宅に移行する流れをお聞きしたかったのですが。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） 管理を委託するのは、名称としては宮城県住宅供給公営住宅になろうかと思えます。公営住宅の中に名取市でいえば市営住宅と復興公営住宅が含まれていて、その両方を委託していく考えです。ただ、復興公営住宅の例えば最初の入居事務につきましては、当然いろいろな事情がありますので、これまでと同様のやり方で募集や入居の手続きをしていくと考えております。あくまでも管理を委託するのは名取市の公営住宅という位置づけで考えております。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 今のお話ですと、復興公営住宅のまま管理代行者に委託すると聞こえました。最初の入居に関しては抽選等もありますから震災復興部で行い、その後の入居に関して、入居者の入れかえ等、余っているところに入る方もいらっしゃるかと思いますが、その辺も管理代行者に委託すると捉えていいでしょうか。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興住宅班長。

○復興まちづくり課復興住宅班長（郷内秀稔） 住宅供給公社と事前にいろいろと協議は進めていますが、現時点では、復興公営住宅への当初の入居事務手続については市で行い、その後の入れかわりの入居事務手続については公社に委託する考え方で話し合いを進めております。

○委員長（及川秀一） 荒川委員。

○委員（荒川洋平） 市営住宅と復興公営住宅の入居に際して、手続の違いもあると思うのですが、ほかの市町村の経過を見れば、復興公営住宅は、いずれ被災者以外も入居できるようになっていくと思えます。そのときに、例えば今は復興公営住宅に入居するとき、連帯保証人は必ずしも必要ではないと思うの

ですが、市営住宅はそうはいかないです。その辺をどのタイミングでなのかと聞きたかったのですが。今は、都市計画課が市営住宅を管理して、震災復興部が復興公営住宅を管理していて、部署が違うところから管理代行者に委託していく、しっかりこないのです。

私のイメージですと、復興公営住宅を市営住宅に移行した後に管理代行者に委託すると言えば、すっきりするのですが、そうではないと。復興公営住宅のまま管理代行者に委託するような感じだったので。そのままいくのですか。市営住宅に移行しないまま管理代行者に委託するということですか。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） 他市町の例で申し上げますと、既存の公営住宅と新たに建設した復興公営住宅をあわせて委託していますので、名取市においても市営住宅と復興公営住宅、当初の形は違うかもしれませんが、管理については同じように委託していく。

その中で、委員からお話があったように、市営住宅と復興公営住宅で違いはあるので、そのようなことについては、きちんと管理を委託する方に説明しながら、それも他市町も同じだと思しますので、そのようなことで委託したいという考え方で一部改正案を上程しています。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の条例改正によって新たに管理代行を委託する理由が、入居者へのサービス向上につながるのとことでしたが、具体的なサービス向上の内容を伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） 本会議でも申し上げましたように、管理代行については宮城県住宅供給公社に委託すると思います。それを前提にサービスの向上を申し上げますと、まずは、緊急修繕について、市はその都度契約なのですが、公社の場合は業者と緊急対応の事前契約をしていますので、迅速な対応が可能です。

次に、緊急時の連絡体制について、民間の警備保障会社と契約していますので、24時間対応が可能となっています。

次に、他市町と公営住宅一括管理となっていますので情報の一元化が図れ



る、例えば県営住宅と市営住宅の重複申し込みが可能なので、選択肢が広がるというようなこともあります。

次に、管理連絡員を置くことによって、入居者のいろいろな要望などを迅速に処理、把握できます。

次に、家賃の納入について、市は銀行で納付と、口座引落としがありますが、公社は、口座引落としの回数が2回までであり、コンビニ収納にも対応しておりますので、納入の方法の選択肢が広がるというメリットがあります。

次に、入居の申し込みについて、市は年2回ですが、公社は年4回行っていますので、申し込みの回数もふえると、そのようなメリットがあると思います。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 管理代行者に委託する内容が第66条の2第2項の第1号から第25号までである中で、家賃の関係は、本条例とは別に委託をするとのことでしたが、滞納者の対応も含めて別途委託するということよろしいですか。

○委員長（及川秀一） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） 訴訟の関係は、管理代行者ができませんので、引き続き市で行いますが、家賃の徴収などの滞納対策については、別途、地方自治法で委託できる規定がありますので、管理代行とは別に公社に委託したいと考えております。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の条例とは別に委託するということで、明け渡しの関係まで委託しようとしているのか、そうすると滞納者への対応は今まで以上に、言い方は悪いですが、厳しくなるのか伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） 明け渡しについても管理代行者に委託するようになると思います。ただ、検査等なので、指導等につきましては引き続き市が行っていく、公社と一緒にしていくようになるかと思えます。

公社の滞納整理については、督促状を発送して、催告状、電話での訪問と、市と同じようなことを行っているのですが、県内全域を広く、管理しておりますので、市よりはよりきめ細かに滞納者の対策ができるのではないかと考えて

おります。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。相澤祐司委員。

○委員（相澤祐司） 荒川委員がお話ししたのですが、復興公営住宅について、入る人がいなくて空き部屋になり、そのまま管理代行者に委託するののかということのお話ではなかったかと思えます。その辺についての、部屋が全て埋まってから管理代行者に引き継ぎをするのか。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） 空き家のお話ですが、今の考え方としては、その住宅全体に入居した後に委託したいと考えております。

○委員長（及川秀一） 相澤委員。

○委員（相澤祐司） 全て埋まってから委託をしてスタートですか。

○委員長（及川秀一） 復興まちづくり課長。

○震災復興部次長兼復興まちづくり課長（相澤幸也） はい、そのように考えております。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 市道路線の廃止について及び議案第36号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第19号、議案第22号及び議案第23号、並びに議案第35号及び議案第36号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 2 4 分 休憩

---

午後 1 時 2 6 分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

次に、付議事件の（6）陳情第 1 号 市道本郷堀内線、焼野線及び本郷原線に関する陳情を議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに、報告書案について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたしたいと思います。

○書記（石川法子） [資料 1 により説明をなした]

○委員長（及川秀一） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたしたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 1 分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・委員長案のとおりとすることとした。
- 

午後 1 時 3 1 分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、（7）復興公営住宅建設の取り組みについてを議題といたします。

このことについては、お手元の資料2の1ページのとおり、去る2月23日付けで、名取市商工会長及び同工業部会長から議長に対して関係団体等懇談会の開催の申し入れがなされております。

初めに、これまでの経過及び取り扱ひ案について書記より説明いたさせます。

○事務局主事（石川法子） 資料2について、御説明いたします。

関係団体等懇談会は、委員会において、市民及び関係団体の多様な意見を把握し市政の運営に反映させるために、議会基本条例第18条に基づいて開催するものです。

初めに、名取市商工会工業部会との経過について御説明いたします。

名取市商工会工業部会とは、平成24年6月に総務建設常任委員会において関係団体等懇談会を実施しております。

この際は、「工事請負契約に係る主任技術者の専任に関する取り扱いについて」を調査項目として、当時復興事業等の入札不調の一因となっていた、主任技術者の専任要件の緩和について意見を伺っております。

その後、平成25年には、名取市商工会から「名取市の災害公営住宅工事において地元建設関連業者に発注することについての陳情」が提出され、商工会が中心となり、一般社団法人名取市復興公営住宅建設推進協議会が設立され、同協議会において戸建ての復興公営住宅の建設が進められております。

今回は、この復興公営住宅建設の取り組みについて、これまでの取り組みの

経過と今後の課題について当委員会と懇談したいとの申し入れです。

これまでの経過を踏まえ、委員長としては、今後始まる、閑上地区における復興公営住宅の建設が円滑に進められる必要があることから、復興公営住宅建設の取り組みについて所管事務調査を行うこととし、閉会中の継続調査として、関係団体等懇談会を開催したいという案です。

次に、懇談会の開催日程案について申し上げます。

資料2の2ページをごらん願います。

日時は、平成28年4月15日金曜日、午後3時から午後4時30分まで。

場所は、名取市議会議事堂、第1・第2委員会室です。

調査事項を復興公営住宅建設の取り組みについてとし、これまでの取り組みの経過及び今後の課題について意見交換を行うものです。

関係団体は、名取市商工会工業部会です。

最後に、今後の流れについては、本日、この委員会において、本件に係る所管事務調査について閉会中の継続調査とすること、及び関係団体等懇談会を実施することについて決定がなされれば、議長に対し、調査事項に係る「閉会中の継続調査の申し出」及び「関係団体等懇談会実施の申し出」の手続きを行い、今期定例会中に議決を得て、実施の運びとなります。

なお、議会の議決を得て実施する委員会調査ですので、公務となります。

また、懇談会開催後には、委員会として調査報告書を取りまとめ、次期定例会において議長に対して報告することとなります。

以上、経過と取り扱い案についての御説明です。

○委員長（及川秀一） 書記より説明いたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

---

午後1時37分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

初めに、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。復興公営住宅建設の

取り組みについてにつきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、復興公営住宅建設の取り組みについてにつきましては、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、関係団体等懇談会についてお諮りいたします。閉会中の継続調査に係る関係団体等懇談会の開催については、休憩中の協議のとおりといたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、関係団体等懇談会の開催については、そのように決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

---

午後1時46分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後1時46分 散会

平成28年3月3日

建設経済常任委員会

委員長 及川秀一